

令和5年4月19日

当地への渡航をご検討中の皆様へ

在南スーダン日本国大使館
領事班

当地への渡航中止のお願い

平素より在南スーダン日本国大使館の業務につき、ご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。

水際対策の緩和措置に伴い、海外渡航が容易になるにつれ、当館が、当地への渡航のご相談を受ける件数が増えています。

日本外務省は、当地の危険度レベルを、

- ・危険度レベル3：渡航はやめて下さい（首都ジュバ市及びその周辺）
- ・危険度レベル4：退避して下さい（首都ジュバ市及びその周辺を除く全土）

と設定しています。（外務省安全ホームページ：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_301.html#ad-image-0）

したがって、当地への渡航は中止いただきますよう、改めて強くお願いします。

現在、当地には、大使館員、国際協力機構（JICA）関係者、国際機関関係者等、ごく少数の日本人が、特別の任務を果たすため、厳重な安全管理をした上で、滞在しています。

日本大使館の場合、大使館員は、全員が厳重な保安措置を講じた宿舎、事務所で生活し働いています。大使館員は原則外出禁止であり、やむを得ず外出する際も、移動は防弾車、警護員付きで最短時間で実施しています。医療事情も劣悪であることから、会員制クリニックへ自費加入し、有事の対策をとっています。また外出先も安全が確認された場所に限られ、外出可能時間も厳格に定めています。緊急時に備え、館員は各個人で、補給なしで2週間生存するための物資を備蓄しています。大使館と大使館員は、このような厳しい保安上、保健上の措置を講じることで、リスクを下げ、確実に大使館機能を維持し、任務を果たそうとしています。

このような当地事情に照らして、渡航はやめていただくことをお願いしていることを是非ともご理解いただき、勧告に従っていただきますよう、心よりお願いします。